



徳島労働局発表
平成26年6月26日
6月26日14時解禁

担当 徳島労働局労働基準部監督課
監督課長 吉岡 健一
監察監督官 楠 健
電話 088 - 652 - 9163

**平成25年に実施した定期監督等の実施結果
『定期監督等を実施した事業場の6割超
に何らかの労働基準関係法令違反』**

**労働時間、割増賃金、機械等の安全基準に関する違反が多い
労働条件の明示に関する違反が増加
引き続き事業場に対して労働基準関係法令の周知を図る方針
長時間にわたる時間外労働等が恒常的に行われ、健康障害の
発生が懸念される事業場に対して重点的に指導を行う**

徳島労働局（局長 樋野浩平）は、平成25年に管内の4労働基準監督署が実施した定期監督等（1）の実施結果を取りまとめた。（別紙参照）

1 定期監督等の実施件数、違反率

（1）全体の実施状況（グラフ1、表1 参照）

定期監督等実施事業場数	1,210 事業場（前年比128件減）
労働基準関係法令違反 が認められた事業場	766 事業場（前年比122件減）
違反率	63.3%（前年比3.1ポイント減）

（2）違反率の高い業種（表2 参照）

運輸交通業	77.0%（前年比1.6ポイント減）
保健衛生業	76.1%（前年比0.5ポイント減）
接客娯楽業	74.4%（前年比10.7ポイント減）
製造業	73.2%（前年比1.9ポイント増）

（3）主要な法違反（グラフ2、表3 参照） 2

【労働条件関係】

労働時間に関する違反	224 事業場（前年比53件減）
割増賃金に関する違反	197 事業場（前年比12件増）
労働条件の明示に関する違反	156 事業場（前年比33件増）
就業規則に関する違反	78 事業場（前年比47件減）

【安全衛生関係】

機械や設備の安全基準に関する違反	194 事業場（前年比 47 件減）
健康診断に関する違反	131 事業場（前年比 128 件減）

2 現状と今後の指導方針

(1) 現状

平成 25 年に 1,210 事業場に対して定期監督等を実施したところ、766 事業場に何らかの労働基準関係法令違反が認められた。業種全体の違反率は 63.3%と前年比 3.1 ポイント減少となっている。業種別に見ると前年違反率の高かった小売業、接客娯楽業、交通運輸業、保健衛生業でいずれも減少したものの、製造業では若干増加している。運輸交通業については、前年比 1.6 ポイント減少しているものの、違反率 77.0%と高い数字となっている。（グラフ 1、表 1、2 参照）

違反の内容を見ると、労働時間、割増賃金、機械等の安全基準に関する違反が多く、特に、過重労働の温床となる割増賃金の不払いに関する違反が増加（前年比 12 件増）している。（表 3 参照）

昨年度、徳島労働局では小売業における一般労働条件の確保・改善対策の推進を重点施策に掲げ、小売業に対して重点的に監督指導を実施した結果、違反率は 72.0%と 12.3 ポイントの減少となったものの、割増賃金の不払いに関する違反が増加（前年比 13 件増）となった。（表 2、4 参照）

また、長時間にわたる時間外労働等が恒常的に行われ、健康障害が懸念される事業場に対しても重点的に監督指導（過重労働監督=56 件）を実施したところ、9 割を超える事業場に何らかの労働基準関係法令違反が認められた。主要な違反項目、労働時間、割増賃金、労働条件の明示、就業規則、健康診断の全てにおいて定期監督等の違反率が全体を上回っており、特に労働時間は 66.1%（全体 18.5%）、割増賃金は、57.1%（全体 16.3%）と目立って違反が多い。（グラフ 2、表 4 参照）

(2) 今後の方針

徳島労働局及び各労働基準監督署においては、県内の労働者が安心して、かつ、安全に働くことができる労働環境を確保するため、法定労働条件の履行確保及び労働災害防止を図る必要があることから、自主点検、集団指導を通じて労働基準関係法令の理解を促すとともに、長時間にわたる時間外労働等が恒常的に行われ、健康障害の発生が懸念される事業場に対して重点的に指導を行うこととしている。

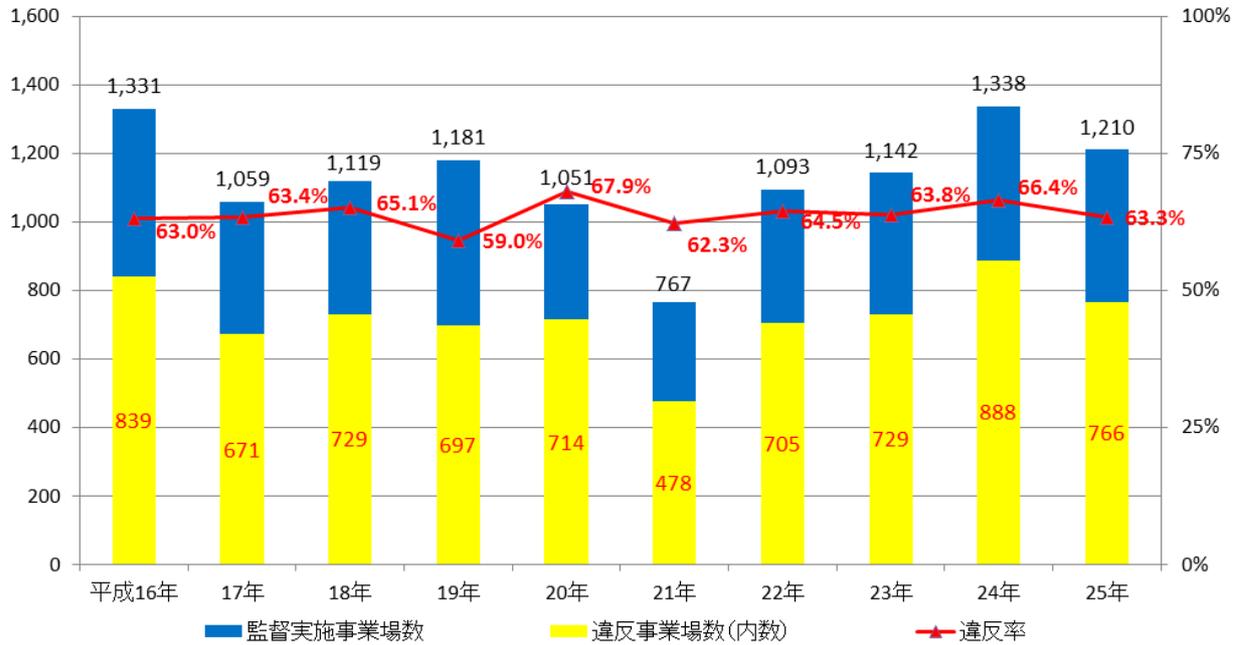
また、重大・悪質な法違反が認められた事業場については、司法処分を行うなど厳正に対処していくこととしている。

- 1 定期監督等とは、過去の監督指導結果、各種の情報、労働災害報告等を契機として、労働基準監督官が事業場に対して立入検査を行うこと。
- 2 1 つの事業場で複数の違反がある場合があり、違反件数の合計は違反事業場数（766 事業場）に一致しない。

1 統計資料

グラフ 1

定期監督等の結果の推移



定期監督等の推移

表1	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
監督実施状況										
監督実施事業場数	1,331	1,059	1,119	1,181	1,051	767	1,093	1,142	1,338	1,210
違反事業場数	839	671	729	697	714	478	705	729	888	766
違反率	63.0%	63.4%	65.1%	59.0%	67.9%	62.3%	64.5%	63.8%	66.4%	63.3%

業種別の違反状況

年 業種	平成25年			平成24年			増 減		
	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率
運輸交通業	61	47	77.0%	70	55	78.6%	-9	-8	-1.6ポイント
保健衛生業	67	51	76.1%	64	49	76.6%	3	2	-0.5ポイント
接客娯楽業	82	61	74.4%	47	40	85.1%	35	21	-10.7ポイント
製造業	254	186	73.2%	300	214	71.3%	-46	-28	1.9ポイント
小売業	125	90	72.0%	191	161	84.3%	-66	-71	-12.3ポイント

主要な違反状況(全体)

表3		21年	22年	23年	24年	25年
何らかの労働基準 関係法令違反		478 (62.3%)	705 (64.5%)	729 (63.8%)	888 (66.4%)	766 (63.3%)
主な労働基準 関係法令違反の 内訳	労働時間	174 (22.7%)	210 (19.2%)	198 (17.3%)	277 (20.7%)	224 (18.5%)
		割増賃金	139 (18.1%)	199 (18.2%)	173 (15.1%)	185 (13.8%)
	労働条件 の明示		74 (9.6%)	87 (8.0%)	124 (10.9%)	123 (9.2%)
		就業規則	78 (10.2%)	101 (9.2%)	115 (10.1%)	125 (9.3%)
	安全基準		76 (9.9%)	180 (16.5%)	204 (17.9%)	241 (18.0%)
		健康診断	87 (11.3%)	119 (10.9%)	108 (9.5%)	259 (19.4%)

上段は違反事業場数
下段は違反率

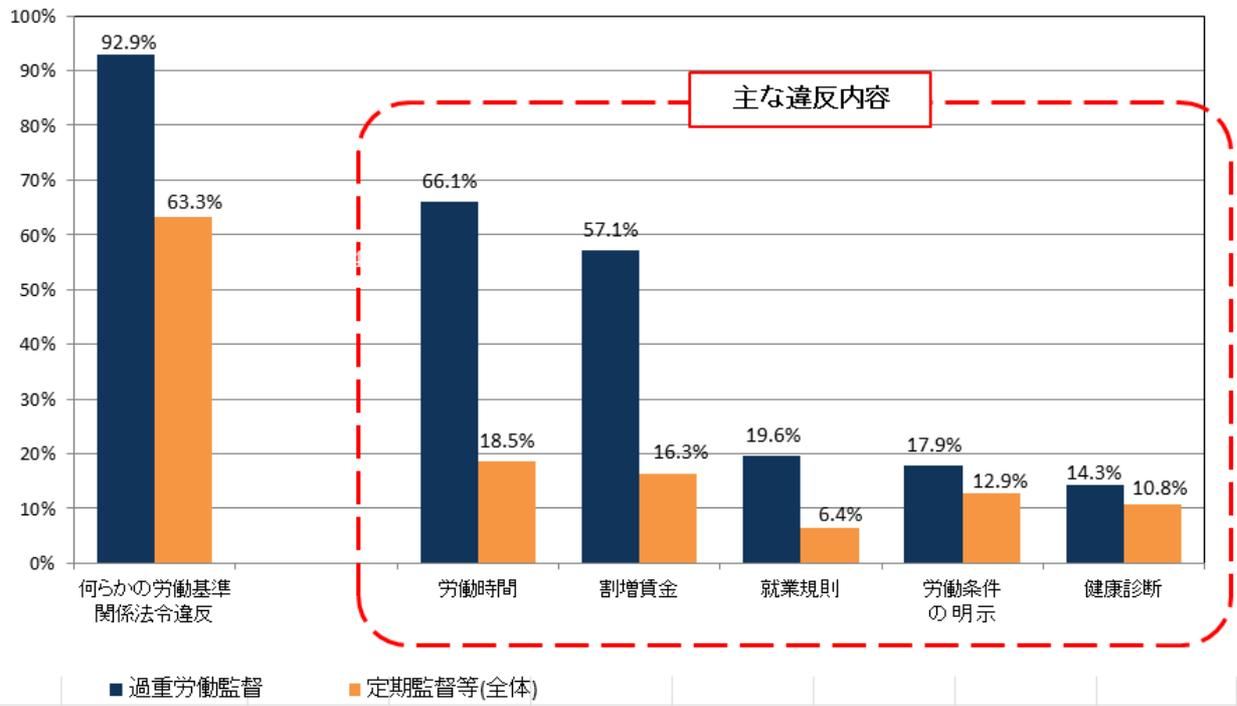
主要な違反状況(小売業)

表4		21年	22年	23年	24年	25年
何らかの労働基準 関係法令違反		38 (69.1%)	45 (63.4%)	104 (88.9%)	161 (84.3%)	90 (72.0%)
主な労働基準 関係法令違反の 内訳	労働時間	27 (49.1%)	24 (33.8%)	26 (22.2%)	79 (41.4%)	41 (32.8%)
		割増賃金	22 (40.0%)	22 (31.0%)	39 (33.3%)	41 (21.5%)
	労働条件 の明示		11 (20.0%)	13 (18.3%)	61 (52.1%)	38 (19.9%)
		就業規則	8 (14.5%)	11 (15.5%)	28 (23.9%)	50 (26.2%)
	安全基準		0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	1 (0.5%)
		健康診断	11 (20.0%)	10 (14.1%)	22 (18.8%)	101 (52.9%)

上段は違反事業場数
下段は違反率

グラフ 2

長時間にわたる時間外労働等が恒常的に行われ、健康障害が懸念される事業場に対する監督指導と定期監督等（全体）の比較



	監督実施事業場数	何らかの労働基準関係法令違反	主な労働基準関係法令違反の内訳				
			労働時間	割増賃金	就業規則	労働条件の明示	健康診断
過重労働監督 (違反率)	56	52 (92.9%)	37 (66.1%)	32 (57.1%)	11 (19.6%)	10 (17.9%)	8 (14.3%)
定期監督等(全体) (違反率)	1,210	766 (63.3%)	224 (18.5%)	197 (16.3%)	78 (6.4%)	156 (12.9%)	131 (10.8%)

2 定期監督等における違反例

(1) 労働基準法関係

労働時間〔労働基準法第32条・40条〕 224件

63件(28.1%)が製造業、41件(18.3%)が小売業

〔事例〕

時間外又は休日労働に関する協定届(36協定)を労働基準監督署に届けることなく法定労働時間を超えて労働させている。また、協定届の範囲を超えて時間外労働を行っている。

割増賃金〔労働基準法第37条〕 197件

54件(27.4%)が小売業、45件(22.8%)が製造業

〔事例〕

時間外労働、深夜労働を行なわせているのに、割増賃金(通常賃金の2割5分以上)を支払っていない。

労働条件の明示〔労働基準法第15条〕 156件

33件(26.8%)が製造業、32件(26.0%)が小売業

〔事例〕

労働契約の締結に際し、労働契約の期間や労働時間、賃金に関することなどを書面で明示していない。

就業規則〔労働基準法第89条〕 78件

20件(25.6%)が小売業、15件(19.2%)が製造業

〔事例〕

常時10人以上の労働者を使用しているが、就業規則を作成していなかったり、労働基準監督署に届けていない。

(2) 労働安全衛生法関係

安全基準〔労働安全衛生法第20～25条〕 194件

116件(48.1%)が建設業、64件(26.6%)が製造業

〔事例〕

機械や設備が安全基準を満たしていない。

健康診断〔労働安全衛生法第66条〕 131件

39件(29.8%)が製造業、33件(25.2%)が小売業

〔事例〕

常時使用する労働者について、一年に1回、健康診断を実施してない。